

2020年4月14日

実習施設管理者 様

埼玉県立大学学長
萱場一則

2020年度前期の臨地実習について

平素は本学の教育にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、埼玉県全域を含む1都1府5県の地域に対して、改正新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が、4月7日付で発令されました。

本学では、こうした状況を受け、2020年度に依頼している臨地実習のうち、7月までの臨地実習は中止とさせていただきます。

臨地実習を中止することは、本学としても、苦渋の決断であります。しかしながら、昨今の事態の深刻さを鑑みると、本学の学生と教職員が意図せずに感染を広げてしまう可能性を否定することができません。また、この緊急事態下で、保健・医療・福祉提供体制の維持のためにご苦心されている現場の皆様には、臨地実習の実施に伴うご負担をおかけするわけにも参りません。このような事由から、保健医療福祉系大学である本学は、臨地実習中止を決定させていただきました。

現在、感染拡大防止の観点から、本学では、7月までの前期期間のすべての学内授業を、原則、遠隔授業に変更しております。どのような状況下におきましても、教職員一丸となって、教育の質の担保に努めて参ります。

なお、新型コロナウイルスの感染状況の改善や、臨地実習の特性を踏まえた実習施設の皆様と本学との協議・対応状況によっては、臨地実習中止期間でもあっても再開する可能性を相談させていただくことをお含みいただければ幸いに存じます。

実習の準備のため、これまで多くの労力を割いていただきました皆様には誠に申し訳ありません。またご準備をいただきながら、実習が開始する直前の連絡となったこともお詫び申し上げます。

事態の終息には、まだ一定期間を有すると予測されます。今後の見通しを立てることは大変困難な状況ではございますが、是非、今回の決定をご理解いただき、本学の教育に引き続きご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。